

平成 27 年度 第 2 回 機械流通委員会の結果について

開催日時 平成 27 年 9 月 24 日 (木) 午後 2 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 売買確認書の新運用に関する件について

(1) 「売買確認書」の新運用について

9 月 29 日に開催される全商協理事会において審議検討される予定である。

(2) 「中古遊技機確認書残債(ホール作成用)」について

中古流通協議会から運用(案)として、中古遊技機確認書に『残債の確認』という、残債の有無の☑を付けてもらうチェック欄を設ける(案)があり、現在審議中であるが、本件も 9 月 29 日全商協理事会において審議検討予定である。

第 2 号議案 回胴遊商東北支部との合同委員会の結果及び遊技機リサイクル担当者の選任に関する件について

(1) 8 月 27 日に回胴遊商東北支部と東北遊商との合同委員会が開催され、機械流通部門の討議として、遊技機適正処分について意見が交わされその概要について。

○ 東北地区におけるリサイクル処理状況について、販社として、自分たちがきちんとやるべきことをやって、第二段階としてホールさんを巻き込んで行くべきではないか。自分たちのやれることは、選定業者に出すことなのではないか。

○ 回胴遊商東北支部としては、東北遊商とタッグを組んで他団体に協力を得られるよう働きかける取り組みをさせて頂きたい。

○ 東北遊商としても、リサイクルを推進して行きたいと思えます。

(2) 遊技機リサイクルについて、今後回胴遊商東北支部と話を詰めて行くにあたり、東北遊商として機械流通委員からリサイクル委員として人選し、合同会議開催時には機械流通委員長もしくは副委員長も同席し協議をしていくこととし、委員会の総意として、大久保成志氏及び柳成徳氏の 2 名をリサイクル委員に選任した。

第 3 号議案 取扱主任者更新時講習会の結果について

「取扱主任者更新時講習会」の結果について、下記のとおり報告がなされた。

○ 取扱主任者更新時講習会を、平成 27 年 9 月 7 日(月)から 11 日(金)の期間において青森、盛岡、郡山、仙台(2 回)の 5 会場にて開催した。

○ 内容は、筆記試験○×20 問(1 問・5 点)80 点以上合格。実技試験は試験管の判断。実技試験の試験官は試験を公平に期すべく第三者の(有)ジャパン・セキュリティ・サービス社・高石社長、同社社員 4 名に行っていただいた。

○ 9 月 11 日(金)仙台会場への受講予定者の内 6 名が、台風 18 号等による大雨により交通事情等の都合により会場へ向えない事前連絡があった。なお、9 月 8 日(火)盛岡会場へ出席予定であった 1 名が病欠であった。

よって、未受講者合計 7 名に対して 9 月 25 日(金)に受講日を延期した。

○ 更新時講習会への参加者は 53 名(内 7 名は 9 月 25 日受講予定)。

・合否結果は、実技試験は全員合格・筆記試験は 4 名が不合格。

- ・筆記試験不合格者へ対しての再試験は、9月25日(金)とし同日に新規講習会(4名)と合同で開催する。講師として、山内機械流通副委員長、柳成浩機械流通委員の両名とする。
- 実技試験官の高石氏より、実技講習会を終えての総括とし報告書をいただいた。その概要は次のとおりである。
 - ・点検作業の慣れから各点検項目のチェックの甘さや忘れなどのケアレスミスが見受けられました。点検の仕方として「カシメ」の点検が甘い傾向が伺えたので、「カシメ」の点検時はカシメの裏側やネジ部のキズや穴などをしっかり見るように徹底して頂ければと思います。
 - ・ビニール開封の際に実施する「開封された痕跡のチェック」にもかなりの差が見受けられました。遊技機の底側までしっかり確認するように徹底をお願いいたします。
 - ・点検項目19の「発射個数又は投入数の確認」に関して、1分間に100発以上の打ち出しがあってはいけない。ストップウォッチを片手に打ち出した個数をカウントし、1分間の打ち出し個数を点検するのが基本です。
 - ・点検用ライトに関して、点検のプロとして、点検している姿で安心を提供できるように光量の強いLEDライトの使用を推奨いたします。
 - ・最後に、実技試験後に直接各個人へ対して点検方法等のアドバイスを行ったので、今後のスキルアップに役立ててください。
- 講習会会場等の経費は、試験官派遣等(1週間の派遣料・移動交通費・機材運搬費他 ジャパン・セキュリティ・サービス)～1,472,150円。会場費(青森・盛岡・郡山・仙台)～341,280円。合計1,813,430円であったことの報告がなされ、出席者全員の了承を受けた。

第4号議案 27点検項目基準マニュアルについて

- (1) 実技講習会講師用、『27点検項目基準マニュアル』の作成について

- ① 今後、本マニュアルをベースにし実技講習(試験)を行うものとしたこと。
- ② マニュアルを次回機械部会開催時において部会員に配布することとしたこと。

- (2) 『実技講習会取扱規程』の新規制定について

前回委員会で審議された実技講習会取扱規程の新規制定について、8月25日開催理事会に上程され審議承認されたこと。及び、全商協において新しい実技講習マニュアルが作成された場合は、当該規程の一部改正を行い整合性を取ることにされたことについて、報告がなされた。

第5号議案 『中古遊技機の移動設置及び認定に伴う打刻申請書類等取扱規程』の新規制定について

中古遊技機の移動設置及び認定に伴う打刻申請については、「中古遊技機流通健全化要綱」、「中古遊技機取扱実施要領」及び「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」並びに「中古遊技機健全化に関する東北遊技機商業協同組合規約」に基づいて運用しているが、その取扱を明確にするため、新たに『中古遊技機の移動設置及び認定に伴う打刻申請書類等取扱規程』の制定について提議され、審議した結果、未整備の認定書式記載例の整備と中古遊技機確認書記載例の印鑑の取扱を全商に確認したうえ、次回理事会に上程し規程化する方針とした。

第6号議案 再々打刻時のQR送信について

(1) これまでの関連経緯

昨年12月1日付けにて、「再打刻」時の点検確認及びQR送信については、打刻書類の有効期間内(50日)から10日以内であれば、現状の保全措置は開封せず再QR送信も不要とする対処方法の通知をおこなっている。

(2) 本質疑の「再々打刻」時のQR送信については、再々打刻の時点で、60日を過ぎるため、保全措置されている遊技機を開封し、QR再送信を行っていただくものとした。

第7号議案 QRシステム送信不具合について

9月5日(土)発生の「QRシステム送信不具合」については、9月16日開催理事会において報告、審議されたものであるが、同様に本委員会においても審議された。

(1) 経過報告(抜粋)

9月16日理事会より、不具合はそうそうあるものではないが、以前不具合があった際の連絡方法について報告を伺っているが、LINE等でお知らせする方法はないかとの意見が出され、機械流通委員会で検討するよう願われた。

(2) 上記(1)の緊急連絡方法、情報を共有化出来ないかについて検討した結果、

① 本体のアタリ社が夜間・休日に動かないのでは対応のしようがないのではないか。

② LINE(ライン)で情報を共有することについて、ガラケーの人も居る。

悪く言うと現場に行かない者が出てくる懸念がある。

③ 連絡網を誰が管理するのか、管理するのは容易ではない。

等の意見があったが、結論として、エラー時の対応マニュアルを作成することとし、次回の委員会で再検討することとした。

第8号議案 その他

受付件数確認の案について

組合側と販社間の書類受取のトラブルを防止を図るため、受付件数確認案が提議され、本案のとおり、10月1日から(10月16日まで試行期間として)運用することとした。

以上